－今号の目次－

* 令和６年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（こども家庭庁） 1
* 保育士特定登録取消者管理システム施設 ・事業者向け説明会について（こども家庭庁） 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆****令和６年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（こども家庭庁）**

令和6年1月12日、こども家庭庁より事務連絡「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について」が発出されました。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応について、1月2日に発出された事務連絡「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」、FAQ（令和6年能登半島地震）において周知されていますが、今回の事務連絡では、下記事項が追加されています。

|  |
| --- |
| １．在籍する保育所等以外の保育所等の一時的な利用について２．災害の復旧に当たっている間の保育の必要性認定について３．被災市町村に所在する特定教育・保育施設等に係る取扱いについて４．施設型給付費等から義援金を支出することについて５．被災した保育所等の利用者に係る利用者負担減免について |

詳細は、添付PDF（別添1～3を含む）をご確認ください。

なお、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得るとのことです。

**◆　保育士特定登録取消者管理システム施設・事業者 向け説明会について（こども家庭庁）**

1月11日、こども家庭庁より「保育士特定登録取消者管理システム施設・事業者向け説明会について」の案内がありました。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化されました。国は児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等特定登録取消者の情報に係るデータベースを整備すること、都道府県知事は当該情報をデータベースに迅速に記録すること、保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときはデータベースを活用すること等が定められています。

これに伴い、現在、こども家庭庁において令和6年4月1日からの本格運用に向けて、「保育士特定登録取消者管理システム」の構築が進められており、今回、このシステムについての施設・事業者向け説明会が下記のとおり開催されることとなりました。ライブ配信に加え、アーカイブ配信も予定されているとのことです。

|  |
| --- |
| 【日時】令和6年1月19日（金） 13 時 3 0 分～14 時 3 0 分【開催方法】Youtubeによる配信URL：<https://youtube.com/live/WrQ7aSvYbi0>※回線数による制限はありません。※当面の間アーカイブ配信を予定【資 料 】上記URLに、説明会開催時刻までにアップロード予定 。【対象者】認可保育所・幼保連携型認定こども園 施設長様・採用責任者様 など【内容】・保育士特定登録取消者管理システムの概要説明・データベースを利用するまでの準備・対象施設におけるデータベース検索について・その他、データベースに関する事項について【その他】・ 質疑応答については、開催後、ウェブフォームでご登録いただき、後日FAQなどをとおして回答とする方法となる予定です。※質問受付は1月31日（水）までとなります。・ なお、今回の説明会は、認可保育所および幼保連携型認定こども園を対象としており、 他の対象施設向けの説明会は別途、開催を予定（他施設の方がご覧いただくことは差し支えありません） |